

○総務省令第五十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の十九の二第一項の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十二日

総務大臣 寺田 稔

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾) 第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式 3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 第二十二條の二の三 略 申請書様式(第二十二條の二の三関係) 略	〔新設〕 第二十二條の二の二 同上 申請書様式(第二十二條の二の二関係) 同上
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。